

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第3号

平成25年6月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 加固 豊治 議員
- (3) 中根 光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 加 固 豊 治 議員
- (3) 中 根 光 男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(4)	小松崎誠	1. 宅地周辺における民有地の空き地について
		2. 小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等について
		3. 市民が心配する保育所の民営化について問う
		4. エンディングノートについて
		5. ネット選挙について
		6. 復旧特別所得税について
(5)	加固豊治	1. 観光帆引き船について
		2. 道路整備について
(6)	中根光男	1. 空き家条例の制定について
		2. 地域のつながりを深める読書条例の制定について
		3. PM2.5独自観測について
		4. 風しん予防接種の助成、実施について
		5. 徒歩通学の安全対策にヘルメット導入について
		6. 自治体が防災、復興計画に女性の視点で反映させるための政府指針案について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守して質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁されることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆様、おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、宅地周辺における民有地の空き地についての雑草が繁茂している空き地の美化についてお伺いいたします。

この件は、市内全域の課題ではありますが、特に市街化区域での問題が大きいものと考えてご質問いたします。

空き地に雑草等が繁茂し、それが放置されているケースが数多く見受けられます。これにより、害虫の発生場となったり、ごみの不法投棄を助長したり、火災の原因となりかねません。また、交通等の障害となったり雑草の花粉などで健康を阻害するおそれがあり、防犯上も好ましくなく、農作物害虫の発生場所となったりしている現状があります。

これらに対応するため、本市は環境美化に関する条例の空き地の管理の適正化により、指導、助言を行っていることと思います。

そこで伺いますが、この第13条の市長は当該空き地の占有者に対し、防災上の危険排除の見地から必要な措置を講じることを命令することができるとされていますが、この措置とはどのような措置なのかご説明願いたいと思います。

また、現実問題として、行政指導、つまり通知書のみでこれらを徹底できるとは到底考えられません。結果、そのまま放置せざるを得ない状況であるのではないかと考えられます。

これは一例ではありますが、宇治市には空き地の雑草等の除去に関する条例があります。内容としては、まず、市長の指導、助言があり、所有者が除去できないときは除草を市長に委託することができます。そして、空き地が不良状態にあるにもかかわらず所有者等がこの指導、助言に従わないときは、市長は措置命令を出せます。そしてさらには、市長の措置命令を履行できないことは代執行することができるような仕組みとなっております。

このような先進地の事例を参考として、市の環境美化を向上するためにも、このような条例を検討してはどうかと考えますが、その考えについてご答弁を求めます。

次に、②雑草が繁茂する空き地の防火・防犯対策について伺います。

雑草が刈り取られずに繁茂し、その雑草が枯れて放置された場合、何らかの原因により火災になる危険性があります。また、ごみの投棄、交通上の視覚の妨げ、さらには犯罪の温床になることも指摘されております。

そこで、市として、そういった空き地の防火・防犯を強化するといった何らかの対策を講じる考えがあるのかどうか伺います。

次に、2番の小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等について伺います。

先日の全協の学校統合に係る手続についての説明によれば、現在の霞ヶ浦地域の南北中学校の統合は、本年度中に校舎及び屋内運動場の改修設計と外構設計を行い、翌年度に校舎改修工事、

平成27年度に屋内運動場改修工事と外構工事を行うとのことであります。片や、その学校統合は平成26年4月に行うとのことであります。つまり、学校を統合してから校舎等の改修工事を行うような計画になっているわけでありす。

そこで質問いたしますが、今後の南北中学校の統合の進め方とスケジュールについて伺います。また、そのスケジュールの中で課題とする点はあるのでしょうか。また、この改修の内容については詳細に説明をお願いします。あわせて、統合してからの改修ということなので、教育上の支障がないのかも答弁を求めます。

次に、②として、市内小学校統廃合の今後の進め方について伺います。

小学校の統廃合計画の内容は、佐賀、安飾、志士庫の3つの小学校を1つの小学校に、下大津、美並、牛渡、宍倉の4小学校を1つに、さらには志筑、新治、七会、上佐谷の4小学校を1つに、それぞれ平成28年度に統合するとのことであります。

また、今後建築や学校運営、教育活動の各検討委員会を組織し、地域の実情を踏まえ、きめ細かな対応を図るとの説明でありました。

私としては、統合は関係者の意見を集約し、その上でさまざまなご意見に対応しつつ、ご理解を得た上で実施することが肝要であると考えます。そのためにも、その後の各検討委員会における具体的な協議の経過について、問題点も含めご説明願いたいと思います。

次に、③として、説明会の出席率が低いのではないかと、周知は行き届いていると考えているのか、小中学校統廃合は地域において大きな問題であるとするが、円滑な統廃合のためには関係者に対し、各種アンケート調査を実施すべきではないかということで、説明会への出席率から見た関係者への周知度及びアンケート調査の実施について伺います。

これまでの小中学校統合に向けた流れは、学区審議会において統廃合を決定した後、各小学校単位の意見交換会を実施した経過では、出席率は全体平均で12%程度と低く、一番出席率の低かった学校に至っては3%程度の出席率であり、必ずしも学校統合の考え方が市民に浸透している状況とは言いがたいと思っております。

今後、計画を進めていく中で関係者から統合に対する苦情などが出ないように、円滑な形で進めるためには意見交換会に出席してもらえなかった方を対象にアンケート調査なども実施して、意見を聞くことも一つの方法と考えます。

そこで、説明会への出席率から見た関係者への浸透を深めるため、どのような対策を講じているのか伺います。

また、アンケート調査を実施する考えがあるかどうかについても伺います。

次に、④として、放課後や休日にクラブ活動のために学校に通う児童生徒の交通手段と関係者からの意見聴取の方法について伺います。

学校を統合するに当たっては、今までよりも通学距離が遠くなる児童生徒の対策として、スクールバスを回す考えであるとの説明がありました。かすみがうら市においては、スクールバスを回して通学の足を確保するのは初めてのことであり、その具体的な方策は現在手探りの状態なのではないかと思われす。

つきましては、通常の通学におけるスクールバスの運行の基準のようなものはどのように決定したのか、また、放課後や休日にクラブ活動を行う場合の交通手段をどのように考えているのか

伺います。

さらには、スクールバスに関係する児童生徒、保護者からの要望等をどのように聞き取って計画に反映させる予定なのかについても伺います。

次に、大きな3番として、保育所の民設民営化について伺います。

保育所に関しましては、待機児童の問題など、頻繁に報道がなされております。つい最近、横浜市で待機児童ゼロを実現したとの報道がされております。子を持つ親の働く環境の整備の観点からも、待機児童をなくす保育所の整備は喫緊の課題であると考えております。

かすみがうら市における保育所の民営化は、昨年、公設民営化の方向性が示されましたが、その後、拙速の理由から見送られた経過があります。しかし、前回までは公設民営化だったが、今回は大きく方向を転換し、民設民営化という形で再度民営化の計画が示されております。

そこで伺いますが、公設民営と民設民営の違いについて説明をしていただきたい。その上で、基本的なことではあります。なぜ、何のために民生民営の必要性があるのかについて、私たちだけでなく市民にもわかるようにご答弁をいただきたいと思っております。

次に、②として、保育を受ける権利について伺います。

他の自治体において、公設保育所の廃止に対して、市民から訴訟が起きている例が数多く見受けられます。これは、保育を受ける権利と行政処分の問題です。他の自治体で提起されている訴訟の代表的な例としては、市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとされた事例として、平成21年11月26日に最高裁判決のあった横浜市立保育園廃止処分取消請求事件が挙げられるかと思っております。当然、民設民営に伴い保育所の廃止が問題となってきます。ならば当然、これらの訴訟内容を調べた上でさまざまな検討をしていると思われそうですが、そこで、今回はこの裁判の趣旨と結果などについてわかりやすくご説明願います。

次に、③として、今後の民設民営化の進め方とスケジュールについて伺います。

現在、市内に3つの法人等による民間保育所の施設整備計画が予定されております。保育所の民設民営化に当たっては、関係者へのきめ細かな説明を行い、意見を聴取することにより、不安のない形で実施することが最重要であると考えます。

そこで、今後保護者等の関係者への周知として、具体的な説明会の実施方法とスケジュールなどについてご答弁願います。

また、円滑に民営保育所へ移行するためには、計画の周知から始まり、保育所への入所の説明や募集方法の説明などが必要になってくると思いますが、民設保育所の開所の具体的な時期と、それまでに行う市民への説明等のスケジュールについて伺います。

次に、④として、市民への負担増が一切ないように実施すべきと考えるが、保育料の増等を含め、市民の負担増で何か考えられるものはあるのかということ、民営化に伴う市民の負担について伺います。

市民の方の中には、民営化と聞くと負担が多くなるのではないかと大変不安に思っている方もいらっしゃるのではないかと思っております。民設民営化になって負担が多くなるというのでは、当然市民は納得しないと思っております。また、これまでなれた環境の変化により、児童が通園拒否したりするなど、メンタル的な不安も保護者にはあります。

そこで、保育所の民設民営化により市民の負担増となる要素は一切ないのかどうかについて伺います。また、保護者の不安解消のためにどのような対策を考えているのか伺います。

次に、エンディングノートについてお伺いいたします。

自分が暮らす家庭や地域で安心した生活が送れるということは誰しもが願うところであり、将来への思いや不安もそういったことから起こるものではないかと思えます。そして、現代においては、社会情勢やライフスタイルの変化、さらには核家族化の進行に伴い、地域や縁者のつながりが薄れるなど、不安となる材料がふえていることも現状であると感じているところでございます。

そういった中、エンディングノートについてお伺いをするわけではありますが、エンディングノートは将来や、いざというときのために自身の希望や伝えたいことを書きとめておくものと認識しております。市では、どのように認識しておられるか。また、その内容からして市民の安心の一助となる有効性を備えているものと思えますが、市民に対する啓蒙について、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、本年5月より施行されましたネット選挙について伺います。

これについては、単刀直入にお聞きいたします。

1、ネット選挙の認識について伺います。

2として、ネット選挙に対する市の取り組みについてを伺います。

次に、6番目、最後になりますが、復旧特別所得税についてであります。ことし1月1日より徴収業務が施行されておりますが、市民に周知徹底されているのか伺います。

また、2として、この特別所得税が当市にどのようにかかわってくるのか、また、その使い道についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目1番、雑草が繁茂している空き地の美化についてでございますが、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番、雑草が繁茂している空き地の防火・防犯については、消防長からの答弁とさせていただきます。

2点目の小中学校統廃合の住民への説明責任と今後のスケジュール等については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、保育所の民設民営化についてのご質問であります。公立保育所の民営化は、よりよい保育環境の提供、保育サービスの向上と市の財政的な効果、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自主性を考慮し、公立の施設をそのまま利用して民間事業者が私立保育園として運営する移管方式により計画を進めてまいったところでございます。しかしながら、プ

ロポーザルによる不調などから、民設民営化への計画を変更し、進めることといたしました。

ご質問の民設民営化と、いわゆる公設民営化の違いではありますが、霞ヶ浦地区でやっているのは民設民営化ですね。公設というのは、いわゆる建物を役所で建てて、それを運営だけを委託するのを公設民営化ということですが、今、話の中心になっております、さくら保育所につきましては、従来、今お話ししたように、その建物をそのまま生かして事業だけを委託するという方式で考えておりましたが、プロポーザルも不調だったという諸般の事情により変更したわけですが、その際に、いわゆる公設民営化じゃなくて建物を買収してもらって、いわゆるさくら保育所を民設民営にするということも一時探ってはみたんです。ところが、地主さんの意向として、建物を市役所で買収して、市役所がその建物を民間業者に売った場合、土地も売ってくれるかということをお話ししたところ、土地は売らないよと、市役所だったら売れども、私立の保育所の、いわゆる民間の方には売りたいくないということなので、いわゆる土地までそっくり、あの建物を生かして、これも民設民営には建物を買収してもらわなければならないので、民設民営の方式になりますけれども、あの建物をそっくり使えるということでは多少継続性が担保できますので、そういうことも探ってはみたんですが、地主さんの意向もあって、それは断念したという経過があります。

そうやこうやしているうちに、いわゆる民間事業者が自分で、自己責任で建物を建てて保育所を運営したいという方が26年の4月オープンということで3名あらわれました。そこをお願いしようという流れになったわけです。これが、いわゆる本来の民設民営です。民設民営、いわゆる民間事業者がみずからの責任において保育所を運営するということでもあります。ですから、霞ヶ浦地区との違いですが、霞ヶ浦地区の民設民営と少し違う点は、霞ヶ浦地区は、いわゆる民設民営といっても自由に民間事業者が保育所を設立したいということをお申し出たわけではありません。何人かの中から、いわゆるプロポーザル方式でやりたい保育所のイメージですね、やりたい保育所の運営方式等をプロポーズしてもらって、プロポーザルの中で選定をして、じゃ、この業者にここの部分の保育所を運営してもらいましょうと、中身は民設ではありますが、そういう市役所が保育所の設立のいわゆるお墨つきを与えたという意味で千代田地区とは違うわけです。千代田地区は、やりたい人はどうぞご自由にといいことでやっているわけです。

今後については、横浜なんかもそうではありますが、もう早くつくるのにはそれが一番です。民間の人は、自主的にもうかればやるわけですから、今、保育所はそういう意味では売り手市場になっておりますから、売り手市場だよ、何ていうんだろう、要するに、経営者にとって非常に経営環境がよろしいということです。建てた人が経営環境がいいということです。ですから、いくらでもやる人はいるわけです。そういう人にやってもらい。ただ、あんまり多くなると、これは自己責任ですから、過剰にできちゃうと倒産ということがありますが、今のところ、保育所については過剰市場になって倒産というおそれは余りありませんので、これが倒産が続出するようになったら、やはり建設についてもある程度セーブしていく必要があると思うんですね、政策的に。けれども、今のところはそういう必要ないんで、もう自由にやってくれと、自由競争でやってくれと、そのほうが役所の手もかかりませんし、お金も要らないと。補助金だけは必要ですが、今回来年4月オープンの方は補助金なんか面倒くさいから要らないやと、こういう話でありますから、市役所は大いに助かっちゃいます。補助金も出さないで済むということ

でありますから、全く自由にやっていただくということでもあります。

そこら辺の民設民営化と公設民営化、あるいはプロポーザル方式による民設民営化、霞ヶ浦地区の方式ですね、そういった違いがございます。

次に、市民の保育を受ける権利についてでございますが、市内の保育所、保育園については、入所児童の低年齢化、発達障害を持つ児童、また、重度アレルギー体質の児童の入所などが求められる保育サービスも、こういうことがありまして、求められる保育サービスの内容というのも非常に多種多様化しております。待機児童というのも、かすみがうら市は東京ほど深刻ではありませんが、全然ないというわけでもございません。年度当初になくとも年度途中で待機が出るという場合もございます。このような状況から、施設保育を必要とする市民へのよりよい保育施設環境を提供するためにも、民営化を進めると、こういったところでございます。

次に、3点目3番、今後のスケジュールについて、3点目4番、市民の負担について、これは保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、エンディングノートについてのご質問にお答えいたします。

このエンディングノートにつきましては、個人の意思が尊重される現代において、自分の意思表示を口頭ではなく書面で残しておく一つの方法として最近話題になっておりまして、インターネットや書籍等でも紹介されているところであります。

公証役場の遺言状のような法的拘束力はありませんが、介護、看病への希望や家計、財産などに関すること、本人の家族や親戚への思いを、いざというときのために書き残すという点で非常に有効性も指摘されているわけでありまして。こういった意味で高齢者の不安を和らげる、また、健康的な生活を送っていただくという効果も考えられています。

こうした中、自治体でもホームページへの掲示や書式の配布を行うところが出てきているようですが、私としましては、これは個人の判断にゆだねたいと、こういうふうに思っております。

5点目、ネット選挙については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、復興特別所得税の市民への周知については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目2番、復興特別所得税の使途については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

おはようございます。

小松崎議員のご質問、2点目1番、中学校の統廃合の今後の進め方とスケジュールについてお答えをいたします。

学校統合につきましては、本年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定して、その中で定めたスケジュールに基づき進めることとしておりまして、本年第1回定例会におきまして、南中と北中の統合に係る条例の改正とあわせて、各統合校の施設整備に係る設計に要する予算を可決い

ただいたところでございます。これを受けまして、本年度は各統合校に保護者と学校、さらに地域の代表から成る統合委員会を設置しまして、きめ細かな調整を図ることとしております。

南中と北中の統合につきましては、5月30日に第1回統合委員会を開催しまして、今後のスケジュール等について審議いただいたところでございます。

内容としましては、校名、スクールバス、制服などについて審議をいただき、新校、新しい学校ですね、新校の名称に係る条例の改正、スクールバスの運行に係る予算など、議会において審議をいただく予定としております。

また、生徒や保護者に新しい環境へ円滑に移行していただくための事前交流事業や引っ越しなどの準備に係る費用についても、当初予算に計上させていただいておりますので、統合委員会で協議をいただきながら進めてまいります。

なお、南北中学校統合校となる現在の南中学校の改修工事が、統合後で教育活動に支障があるのではないかとのご心配でございますが、南中学校は耐震は大丈夫でございます。また、教室数も足りております。

しかしながら、校舎については58年、59年に建設されたもので約30年が経過しております。また、体育館も平成元年に完成ということで、これも二十五、六年が経過して、いずれも大規模改修が必要ということでございます。平成25年度には、トイレを改修いたします。これは、夏休み中心に行います。また、本年度校舎の大規模改修の設計、屋内運動場の設計、また外構工事の設計、これはスクールバスの発着場などでございますが、南中結構広うございますので、そう心配はないと思っております。平成26年度に校舎の大規模改修工事、平成27年度に屋内運動場の大規模改修と外構の工事を行うということになっておりまして、夏休みを中心に教育活動に支障なく工事を進める予定でございます。

小学校の統合につきましては、小中学校適正規模化実施計画に基づき、平成28年4月に行うこととしております。先ほど申し上げましたように、今後統合委員会を開催して調整を行う予定としております。開校までの授業調整については、スケジュールを含め、詳細は統合委員会の中で協議していただくこととなりますが、施設整備にかかわる部分については、本年度検討をお願いしたいと考えております。施設整備につきましては、それぞれの統合小学校とも増築や大規模な改修の工事が必要となる関係上、26年度、27年度の2年間をかけて工事を実施することが適当であると考えております。そのため、国の補助金に係る手続なども考慮して、本年度中に設計を完了したく、施設整備の考え方について統合委員会の意見をちょうだいしたいと考えているところでございます。

また、校名等につきましては、南中と北中と同様に公募することとしておりますので、学校設置条例の改正についても同様をお願いしたいと考えております。

小学校の統合につきましては、南中学校と北中の統合に関する知見を生かしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2点目3番、説明会と各種アンケート調査についてお答えいたします。

小中学校適正規模化実施計画の策定に当たりましては、昨年度、対象校13校について意見交換会を行い、また、各中学校区ごとの地域説明会を開催いたしました。出席者数については、意見交換会は合計183名、地域説明会131名となっております。このことから、本年4月号の広報に実

施計画概要版を掲載するとともに、市教育委員会ホームページにも計画全編を初め、これまでの経過を掲載するなど、周知に努めているところでございます。

ご指摘のように、学校統合は地域にとっても大きな関心事でありますので、本年度、各統合校に設置する統合委員会での協議の状況や準備の進捗状況などの広報に努め、児童生徒、保護者のみならず地域全体への周知を図ってまいりたいと思っております。

また、校名、校章、校歌の選定など、公募を行うこととしておりますので、ご指摘のように地域の皆さんの意向もお伺いする形をとってまいります。

次に、4番、休日に行うクラブ活動の交通手段についてお答えいたします。

南中、北中ともに運動部、あるいは文化部がありまして、生徒はいずれかの部に所属して課外活動を行っております。活動の期間としては、1年生の1月期から3年生の1学期までが標準的でありまして、部活動に参加する生徒と参加せずに帰宅する生徒では、下校時間が違ってまいります。このようなことから、先進事例を見ましても、下校時のスクールバスは2便の運行としている例がほとんどでありますので、統合委員会におきまして、このような事例を踏まえて調整をお願いしたいと考えております。

また、休日の運行につきましても、部活動の実施状況や生徒の参加状況、保護者の意向などを含めて検討いただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目1番、雑草が繁茂している空き地の美化についてお答えいたします。

本市の環境美化に関する条例中、第2条第1号において、空き地については市街化区域またはその他の区域において、宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地を空き地としております。

また、環境美化に関する条例中、第13条において必要な措置を講じることを命令することができることとされておりますが、必要な措置とは環境美化に関する条例施行規則第5条関係の様式第5号にあります記述を指定しての雑草等除去命令書を定めているところです。

雑草等の除去につきましては、毎年春から年末にかけて住民から近隣の空き地の雑草の繁茂が原因で害虫が発生したり、ごみが不法投棄されるなど、生活環境上、困惑しているといったような苦情が寄せられます。その対処方法といたしましては、連絡やご要望を受けた場合、まず現地に出向き、現地調査の結果、その空き地が周辺住民の方々の快適な生活環境を害するおそれがある状況であることを確認できた場合は、市の環境美化に関する条例第12条に従いまして、その土地の所有者、あるいは管理者に対し、文書による助言、指導を行い、迅速に適正管理を実施しております。その後、一定の期間を経過した後に、再度現地確認を行い、改善が見られない場合には、再度通知をいたしております。

また、毎年苦情が出ているような空き地につきましては、雑草等が繁茂する時期に合わせて、事前に文書を送付しております。管理上、悪化する前に適正に管理をいただけるようお願いを

しているところでございます。

しかしながら、文書送付後、所在不明で郵便が戻ってきたり管理者に理解が得られないため、適正管理がされない場合があります。十分な対応がとれず苦慮することもまれにございます。そのようなケースでは、適正な管理を行っていただけるまで根気よく助言、指導を行いまして、火災や防犯の発生防止等、清潔な生活環境の保持に努めているところでございます。

ご質問の京都府宇治市空き地の雑草等の除去に関する条例について、宇治市に確認しましたところ、空き地の適正管理は所有者の義務であり、雑草等の除去についても自己処理が原則ということをお伺しております。しかし、やむを得ない場合には市が雑草等の刈り倒しをし、1平方メートル当たり60円と定め、委託することができるとのことです。

本市におきましても、合併以前の千代田町において類似した条例及び施行規則がありましたが、繁茂している箇所、箇所において作業内容、作業量のばらつきがあることから、定額での委託金制度は霞ヶ浦町と千代田町の合併により、かすみがうら市環境美化に関する条例の施行に伴い失効した経緯があります。

今後につきましても、遠方の所有者の方には市内業者のご紹介をしたりして生活環境の保全に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目2番、雑草が繁茂している空き地の防火・防犯についてお答えいたします。

消防本部では、市民から連絡があった場所に対し、12月ごろ現地調査を行い、市において所有者を調査し、判明した所有者に枯れ草の刈り取り等、近隣の住民に迷惑にならないよう文書にて依頼をしております。また、放火、火遊び等による火災を防止するため、広報活動や消防車両による巡回を行っております。

今後とも、環境経済部、総務部と情報を共有して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、3点目3番、保育所の民設民営化の今後のスケジュール及び4番、市民の負担についてお答えいたします。

まず、今後の進め方とスケジュールについてでございますが、全体計画といたしましては、数年かけて民営化へ移行していくこととなりますが、民間事業者の参入要望を踏まえて進めてまいります。

今年度においては、公立さくら保育所を中心とするエリアに民間保育園設置を希望する複数の事業者の要望があり、平成26年4月開園に向けて協議を進めているところでございます。

次に、市民への負担についてでございますが、議員さんの思うことと同じく、民営化を進めるに当たって、子育て家庭への負担を軽減することは、行政が行う子育て支援の必須項目であると考えております。そのため、民営化することで生み出される財政負担の軽減は、民営化された保育所だけでなく市の他の保育所においてもサービスの維持向上に努め、市民の負担増とならないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

小松崎議員の5点目1番、ネット選挙の認識についてのご質問にお答えいたします。

いわゆるインターネット選挙運動解禁の動きとしましては、公職選挙法の一部を改正する法律が本年4月26日に公布され、1カ月後の5月26日に施行されました。この法律の適用につきましては、施行日以後、初めて公示される国政選挙の公示日以後に公示、あるいは告示される国政選挙及び地方選挙から適用がなされます。

法改正の目的としましては、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することとされております。

主な改正点としましては、ウェブサイト等を利用する方法による運動用文書画面の頒布の解禁、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書画面の頒布の解禁、選挙運動用有料インターネット広告の禁止、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁、それから、屋内の演説会場内における映写の解禁などであると認識をしております。

次に、2番、ネット選挙に対する市の取り組みについてお答えをいたします。

インターネット選挙運動解禁に関する公職選挙法の一部を改正する法律施行に伴いまして、本市選挙管理委員会としましては、次のとおり取り組んでおるところでございます。

本年5月13日に茨城県市町村課主催の市町村選挙管理委員会書記への説明会があり、本市選挙管理委員会書記3名を出席させております。この説明会を受けまして、市の選挙管理委員会としましては、5月16日、市のホームページにおいて総務省のホームページへリンクを掲載してございます。また、6月中旬には総務省で作成したインターネット選挙運動に関するパンフレットを各戸配布する予定でございます。さらに、6月下旬発行の広報紙へ今回の改正ポイントを掲載する予定としており、市内の有権者の方々への周知啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

6点目1番、復興特別所得税の市民への周知についてお答えいたします。

復興特別所得税は、平成23年12月2日に公布されました、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定によりまして創設されたものでございます。税額につきましては、基準となる所得税の額の2.1%に相当する額とされております。所得税が課税される方は全員が対象となるものでございます。

なお、給与や年金から所得税が源泉徴収されている方は、本年1月1日から復興特別所得税の徴収が開始されております。

市民の皆様への周知についてでございますが、復興特別所得税は国税ということでございますので、市におきましては特別に周知はしておりませんが、国税庁のホームページへの掲載や新聞等のマスメディアにより報道されているところでございます。また、土浦税務署管内の年末調整説明会の際には、それぞれの徴収義務者へ説明されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

6点目2番、復興特別所得税の用途についてお答えいたします。

平成25年から25年間徴収されます復興特別所得税につきましては、特別措置法の中で復興施策に要する費用及び復興債の償還費用の財源に充てるものでございます。そういったことで用途が定められております。

国は、東日本大震災復興特別会計を設け、特別所得税をこの会計の歳入の一部とすることで復興施策に関する費用としております。この特別会計と市のかかわりにつきましては、災害救助費、災害廃棄物処理事業費、地方交付税交付金、全国防災対策費が挙げられます。災害救助費につきましては、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の提供に要する費用であります。災害廃棄物処理事業費につきましては、東日本大震災にて発生した災害瓦れきの処理に要する費用であります。また、地方交付税交付金は震災復興特別交付税として当市へ措置されておりまして、さらに全国防災対策費は公立学校施設の耐震化に要する費用、経費へ充てられております。

今後の用途につきましては、使用目的に十分注意しながら充当してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

再質問させていただきます。

まず、最初の空き地の美化についてでありますけれども、これは住民から近隣の空き地の雑草についてということで、役所に言ってもなかなか取り上げてくれないとか話しを聞いてくれないとかなかなか行動してくれないというのが、市民の方々の声であります。

今の答弁をお聞きしますと、いろいろな方法で通知をして対応していただいているというよう

にお聞きしましたけれども、通知というのとはどのような通知でしているのか、電話とか、もしくは内容証明なのか、その辺のところをご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

除草依頼の通知といたしましては、郵送で現況等の写真をつけて除草をお願いしますというように郵送で行っております。また、戻ってきた場合につきましては、地元の市役所等で調べられる範囲で調べて、次の住所がわかれば、そこへ送るような形もっております。また、どうしても見つからない場合もございますけれども、これはそれ以上のことはできないということもございます。また、調べようによりましては、電話の案内等でも連絡がつく場合もございますけれども、これもまれでございます。

除草できないということの原因といたしましては、受けた側が刈る意思がないというのも一つでございますけれども、またもう一つは、所有者に最終的に電話なり郵送なり届かない部分もございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから、最初の質問の最後のほうで条例の内容について検討してはいただけないかということで問いかけをしましたがけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

条例の策定といたしますと、宇治市の例のような委託を受けるような形だと思いますけれども、この点につきましては、今後の除草の状況を見ながら、それによって検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

せっかく合併前の千代田町できちっとした、そういう除草対策もやっていたということですので、その辺をまた参考にして検討していただければと思います。

続きまして、2点目の小中学校の統廃合のことで、②のところですね、市内小学校統廃合の今後の進め方についてということで、問題点はありますかということで問いかけをしたと思えます。具体的な例は言わなかったんですけども、例えば、運動会とか、学校が、小学校が合併すれば当然保護者の方も多くなるわけですね。その場合に運動会のとときとか授業参観のときの駐車場、そういった確保というのは考えておられるのか、その辺も含めて考えがあればお聞かせ願います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

統合になったときには車の数も多くなりますので、駐車場の心配などは保護者の大きな関心事だと思っております。現在、北中学校区は広いので心配ありません。南中学校区の小学校も心配ないと思います。心配なのは千代田中学校区、志筑小学校を新校とした場合ということですか、これも統合委員会の中で検討していくことになると思いますが、周辺の土地を借りたり買ったりしながら、駐車場を整備したいと、それから、スクールバスの発着場なども整備したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ありがとうございます。

小中学校は義務教育であります。これは市が当然責任を負う事業でもあると思います。このことを踏まえ、特に中学校の南北統合中学校の開校は来年4月と迫っていることから、生徒や保護者、そして、関係者に不安を与えないよう万全の体制を構築して、そして、くれぐれも丁寧な説明を行っていただきたいと要望いたします。

また、スクールバスについてもくれぐれも生徒や保護者の負担が重くなるようなことがないように、生徒の安全を確保しながら実施されることを要望いたします。その辺について、ご決意をお聞かせ願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

生徒の安全面については、これは最も大事なことでございますので、スクールバスを丁寧に検討して、スクールバスを回したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、大きな3番目の保育所の民設民営化についてでございますけれども、市長の説明の中で、①のところ経過等については伺ったんですけれども、その必要性についてということでは、はっきりした答弁がいただけなかったと思うんで、その辺もう一度、必要性についてご説明願えればと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

民設民営化の必要性ということですか、保育所の必要性については、2保育所の保育所入所園

児数の収容園児数ですね、収容可能園児数の確保の必要性はわかると思うんですが、必要性に、民設民営化の必要性って、要するに、保育所をつくるために手法がいろいろあるわけですが、その保育所をつくる必要性があるから民設でやるんでありまして、公立でやるのには相当の予算を要します。公立で建物を建てるということになりますと、補助事業でやったり何かして、あと今度そこに職員を配置して自分で行政が運営するということではありますが、民間でやれることは民間でやるというのが私の基本的なスタンスです。そういう意味から、必要性というか、いわゆるやれることを民間でやるだけのことで、公設の必要性は別に感じていないということでもあります。ですから、民設でできるものは民設でやるのが当たり前の話ですから、必要性があるからということじゃなくて、当たり前のことを当たり前にやるだけで、公設の必要性がむしろ私には余り理解できないと、そういうことでもあります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

もう一つ市長に、先ほど民間の今、計画している保育所で補助金は要らないという業者が、事業者がいるとおっしゃいましたけれども、これは保育料とか、そういうものに反映しないんでしょうか、その辺ちょっと懸念されるところなんですけれども、ご説明願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

補助金、まず、その業者は、その事業者は補助金は要るかどうかについて、いわゆる県の補助金は制度上、出ないということがわかったんです。わかったというのは、やり方によっては出るんですが、そのやり方を適用させなかったんで出ないということになったんです。保育所と幼稚園を一緒に、その事業者がやるということになれば出るんです。その事業者はたまたま学校法人なんです、社会福祉法人じゃなくて学校法人なんです。ですから、幼稚園の補助金ももらうということになって、幼保一緒につくるということになると保育所のほうの補助金も出るということですから、これは県のいわゆる補助要綱でたまたま出なくなってしまうんです。

私も担当と話ししたんですが、いわゆる社会福祉法人のほうは出るということですから、あともう一つの学校法人が運営するものについても、いわゆる幼稚園に併設する保育園なんで、これも出るということです、補助金が、県の補助金は出ると。県の補助金が出ると、県が100円出せば市は50円出しましょうというのが、この補助要綱です。ですから、その社会福祉法人のほうに市の補助金が行くのに、同じ保育所つくるのにね、市内に同じ保育所つくるのに学校法人だからといって差別するのはどうかなと思ったもんですから、聞いてこいと、学校法人に、補助金が要るんだったら市の単独分だけでも出していいですよということを言いに行かせたんです。これは公平性の観点から言いに行かせたんです。県のほうは出ないとしても市の単独補助分。そしたら、いいと思うんです、要らないと、通常だと四、五千万になりますが、要らないと思うんで、こっちもほっとしたところなんです。ただ、その法人も来年、幼稚園を何か併設したいと、幼稚園を100人ぐらいやりたいと言っているんです。その場合には、補助金は出るものだったら出して下さいよということなんで、そのときは要綱に従って出せるものだったら出しましょう

と、そういう回答をしております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

保育所の民設民営化についてでございますけれども、1回目で申し上げましたように、保育所の廃止は訴訟になるケースが多々あります。片や待機児童のことが世間でも問題となります。しばし報道もされております。民設民営化による待機児童がふえるというようなことは、決して許されないものと考えますので、民設民営化へ移行するためには、急激にかじを切るのではなく、既存の保育所も活用した弾力的な運用により市民に不安を与えずに、さらには低所得者対策も考えて負担増とならないよう、熟慮した移行と待機児童の解消に努めていただくことを要望したいと思います。

[「答弁……」と呼ぶ者あり]

○6番（小松崎 誠君）

まだ続きます。

また、この件についても、先ほどの学校統合と同様、児童や保護者の負担が重くなるようなことがないように、また、不安を解消する意味からも計画変更の説明責任を果たした上で、関係者からの意見を聴取しながら、問題がないような形で実施されることを望みます。これで答弁があればお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長の答弁漏れがございますので。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その民設民営化によって、いわゆる保護者の負担がふえるかどうかのご質問はちょっと答えて、私、答えなかったんですが、それは制度上、保障されていまして、保育料については市が保育料を徴収します。いわゆる所得階層とか、そういう基準がありますから、それによって保育料を市が徴収して、その民設の保育園の場合は、いわゆる保育委託料ですか、委託料として1人幾らということで行います。ですから、民設だからといって、おたくのお子さんは民設に行っているから1万円ですよと、おたくのお子さんは公立だから5000円ですよということはありません。公設に行こうが民設に行こうが、市内のお子さんは100円のもの100円、50円のもの50円です。そういうことですから、全然問題はないと思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これはさっき保健福祉部長も負担増はありませんと答えていただいたんですが、今の市長の答弁で、より市民の方も安心して子どもさんを保育所に預けられるというふうに理解いたしました。

続いて、エンディングノートについて、ちょっと所見も含むんですけども、私としましても、もしものとき、このノートは不安の軽減、将来への心構えといった効果を感じているところでございます。これは、高齢者の方ばかりでなくて若い世代から、そのときそのときの意思を記し、

これからの人生を考える方法の一つとしても活用されるものと思われます。また、そういったことからスターティングノートという呼び方もされております。市民の方々にも大いに活用されることと思うところでありますので、ぜひともインターネットとか市の広報に載せて、ダウンロードできるような、そういうシステムをご検討願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

このエンディングノートにつきましては、いろいろ内部で検討もしてございますが、先ほど市長が答弁したような内容で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、先ほどは個人の判断にゆだねるというご答弁ではございましたけれども、こちらも要望として市のほうのホームページに載せていただければと思いますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。

次にいきます。次は、ネット選挙についてですかね、これは再度お聞きしますけれども、インターネットの選挙における具体的な選挙運動とはどういうことかお尋ねいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

インターネットを使ってできる選挙運動についてのご質問でございますが、まず、ウェブサイト等を用いた選挙運動としましては、ホームページとかブログ、それから、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、それから、制作動画のネット配信等ができます。これは政党、それから、政党であるとか候補者、有権者もこういった選挙運動をすることができるようになります。ただし、このウェブサイトで選挙運動を行うには、表示者みずからの氏名であるとかメールアドレスなどの表示が義務づけをされております。これは、これらの情報を表示させることによりまして、みずからの頒布するその文書といいますか画面等ですね、の内容に責任を持たせて、反論の場合の連絡先を明らかにすること等によって誹謗中傷であるとか、なりすまし等を一定程度抑制しようとするものであるというようなことでございます。

次に、電子メールを用いた選挙運動ということでございますが、選挙運動用のメールの送信、選挙運動用ビラとかポスターを添付したメールの送信などがございますが、これは政党であるとか候補者は行うことができますが、有権者の方はこのメールによる選挙運動をできない、ほかへ転送をできないというようなことが主な内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

さらにお聞きします。

このインターネット選挙において、規制されるものはどんなものがありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

規制される運動としましては、先ほどの有権者メールによる選挙運動はできないということで規制をされてございます。それから、そういったものですが、候補者からですね、例えばその選挙運動用のメールが送られてきたもの、そういったものももちろんできません。また、選挙運動用のホームページであるとか候補者、政党等から届いた選挙運動用の文書の画面ですね、これを印刷して配るといったようなこともできません。さらに、ネット選挙が解禁となりましても、公示日、告示日から投票日の前日までが選挙運動の期間というようなことになってございます。

以上のような内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

さらにもう一つ、ネット選挙の罰則との関係を教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

まず、罰則のほうですけれども、ネット選挙に関して追加されたものとしては、当選をさせる、あるいはさせないというような目的を持って、真実に反する氏名、名称、身分を表示してネットを利用し、通信した者は氏名等の虚偽表示罪が適用されるということになりました。

それから、いわゆる文書等はパソコンのディスプレイ上に表示されているものも同じ扱いでございます。これらは既存の罰則が適用されることとなりますが、その中には虚偽事項公表罪、名誉棄損罪、侮辱罪、選挙の自由妨害罪などがありまして、さらにウェブサイトの改ざんには不正アクセス罪等が適用されるということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ネット選挙についてはもう一つ最後、一言でお願いしたいんですが、よく市民の中ではネット選挙の解禁だということで投票もインターネットでできるんじゃないかと勘違いしている方もいらっしゃるんですが、これは投票はできるんですか、それだけお願いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回のネット選挙解禁につきましては選挙運動ということでございますので、ネットによる投票はできませんので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

笑いながら答えないうでください。一応これは広く市民の方にも知っていただくということで、あえてお聞きした内容ですので、あしからず、よろしくお願ひします。

次に、最後の復旧特別所得税についての2回目の質問なんですけれども、今回導入された復興特別所得税については、折に触れ、市民の方々が内容がよくわからないとの声を聞いております。1回目の答弁で所得税が課税される方は全員が対象となるとの答弁がありましたけれども、多くの市民が対象となると考えられる給与所得者や年金所得者については、どの程度の負担がふえるのかお聞きいたします。特に年配者の方には税金は理解が難しい面があると思ひますので、具体的な数字を出して答弁をお願ひできればと思ひます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

復興特別所得税の創設によりまして、税負担がどの程度増加するのかを給与所得者と年金所得者の場合を例に挙げて試算をしてみますと、まず、給与所得者の場合につきましては、年収が500万円、家族構成が夫婦と子ども1人の場合につきましては、年間で2600円程度、1カ月当たり直しますと217円程度が増額となるものでございます。

また、年金所得者の場合では65歳未満で支払い額が108万円に満たない方、それと65歳以上で支払い額が158万円に満たない方の場合には所得税が課税されませんので、復興特別所得税につきましても課税されることはないということでございます。ただし、厚生年金基金のような厚生年金保険に上乘せされるような年金につきましては、少額であっても一律に定率での所得税が源泉徴収されますので、復興特別所得税につきましてもあわせて課税されることとなります。

具体的には、例を挙げますと、年金収入が年間300万円の方で配偶者のいるケースでは、年額で1000円程度、1カ月に直しますと84円程度の金額が増額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後の質問になりますけれども、公室長、先ほどの使い道について、ご説明ありましたけれども、本市におきましては復興以外にはこの復興補助金は使わないと、これはもう一度市民の方に宣言していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

1回目の答弁と同じ内容になってしまうんですが、今後の用途につきましても十分注意をしながら、償還金との充当ということで使いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時28分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

皆さん、こんにちは。

お昼前の時間をちょっとおかりしまして、平成25年度第2回定例会一般質問を通告に従いまして行います。

私が観光帆引き船について質問するには、特にわけがありまして、私のうちは小学生まで水産会社を営んでおりました。何人かの漁師がいて、浜辺はいつもにぎわいを取り戻しておりました。今でも覚えています。その当時、船には何軒かの間屋さんがあり、多くの漁師さんがいました。その後、私のうちは農業に転換し、残った水産会社が努力をして、後に日本一と言っていいような淡水魚の加工会社になったわけです。社長は私の1級先輩で、霞ヶ浦の水質等、また帆引き船を後世に残したいなど、熱く熱く話したのを今でも覚えています。その社長が亡くなってちょうど4年になります。21年6月5日、きのうが命日でした。その熱い思いを込めて、質問をいたします。

観光帆引き船について、日本で2番目に大きな面積を持つ霞ヶ浦、母なる湖、宝庫、宝の湖として地元の人々に親しまれてきました。この霞ヶ浦に華麗に、また、勇壮に搬送している帆引き船は、霞ヶ浦の風物詩であります。今や観光事業の主軸を担うものとして地域振興、欠くことのできない重要な観光資源になっていると思います。

帆引き船は、かすみがうら市坂の折本良平氏が帆引き船用の漁法として明治13年に発明しましたこの漁法は、かすみがうら市の漁師の間に瞬く間に普及し、結果、数千人の漁師が生活の安定を得たと言われていています。まさに画期的な発明で、その功績により明治30年、第2回全国水産博覧会で褒章を受けています。この帆引き船も時代の流れとともにトロール漁にかわり、昭和42年ごろ、霞ヶ浦からその姿を消しました。しかし、地元では帆引き船を惜しむ声が高まり、当時の出島村は後世に伝えようと、昭和46年、観光帆引き船として復活しました。以来43年が経過し、今では土浦市、行方市、かすみがうら市と合わせて9艘の帆引き船が観光用として就航しています。

このような中、帆引き船の将来を考えたとき、幾つかの懸念されることがあります。今後の市

の方針、市長の考え方をお尋ねいたします。

①市の総合計画、観光計画で観光帆引き船の位置づけはどのように考えているのかをお伺いします。

②帆引き船の保存、後継者の育成、文化財としての位置づけなど、今後もさまざまな事業展開が想定されます。その場合、全体を把握できるような、例えば、霞ヶ浦帆引き船保存会などの設立などは考えているのかお伺いいたします。

③かすみがうら市で理想の帆引き船が所有していますが、1そうは老朽化が激しく、新造船の建設が必要と地元の漁師たちは話しています。新造船の建設は考えているのかお伺いいたします。

④観光帆引き船を今後50年、100年と継続していくには、帆引き船操業者、いわゆる船頭さんの後継者の育成をしていかなければならないと思います。その対策はどのように考えているのかをお伺いします。

2、道路整備についてお伺いいたします。

県の事業であります国道354号線北中入り口より筑波銀行までの歩道の整備について、県土木等の要望について土木部長のほうから答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

加固議員のご質問にお答えいたします。

1点目、観光帆引き船についてのご質問にお答えいたします。

まず、帆引き船につきましては、今、加固議員、詳しくお話しされたように、市を代表する地域資源でありまして、市の総合計画においても活力ある産業を育てるまちづくりの中で、市のシンボルとして体制やシステムの検討をしながら継続していくことにしております。また、観光開発や運転操業を継続する体制づくりが今や急務であると、これが求められていると理解しております。また、帆引き船につきましては、帆引き網漁法の漁具が平成21年12月に市の有形民俗文化財として指定されておりますが、その漁法そのものを保存継承するため、今後は無形民俗文化財としての指定なども視野に入れながら、関係者が連携した議員提案の保存会などの取り組みも必要であろうと認識をしております。

なお、今議会に提案しております補正予算の中で、筑波山地域ジオパーク推進協議会への負担金を計上しておりますが、この協議会は現在、つくば市を初めとする4市や研究機関などで構成されておりますが、7月から土浦市とともに加入いたしたく、準備を進めております。ジオ、地球という意味だそうではありますが、ジオの成り立ちとともに誕生した霞ヶ浦を筑波山とあわせて発信するとともに、この地で発祥した帆引き船を初めとする固有の地域資源を市民の皆様とともに保存活用することによって、観光振興や郷土教育につなげてまいりたいと考えております。

1点目2番、保存会の設立について、1点目3番、新造船の建設について、1点目4番の後継者育成については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、道路整備につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番の霞ヶ浦帆引き船保存会の設立についてお答えいたします。

霞ヶ浦帆引き船保存会の設立については、当市のシンボルである帆引き船の継承、後世に守り伝える意義から、核となる保存会または関連した団体が必要と考えております。

現在、民間団体である、かすみがうら市帆引き船まつり実行委員会の皆様が写真展や模型づくりの事業を行っております。帆引き船は観光に加えて文化財としての希少価値も高いことから、文化財としての位置づけも考える必要があり、さらに、当市のほか土浦市や行方市でも重要な観光資源として活用されております。このようなことを踏まえ、帆引き船を後世に伝えるため、県や文化財に関連する機関、さらに観光資源として活用しているイシヤ、帆引き船に携わる団体とも意見を交わしながら、民間団体の設立について検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3番、新造船の建設についてお答えいたします。

本市の帆引き船につきましては、現在昭和41年建造の大米丸と平成16年に建造の霞ヶ浦丸の2艘を市が所持しております。昭和41年に建造した帆引き船は47年が経過し、老朽化が進んでおり、安全面からも新たな帆引き船の建造が必要となることから、先ほどの保存体制も踏まえながら建造の時期について検討してまいりたいと考えております。

次に、4番、帆引き船操業者の後継者育成についてお答えいたします。

市内には現在10名の帆引き船操業者がおりますが、高齢者が多い現状となっております。また、帆引き船を操業するためには高度な技術を要することもあります。同時に帆引き船の構造や漁法など、記録的な資料が少ない現状でもあります。このため、昨年度には文化庁の補助を活用して帆引き船の構造や漁法に関するビデオを民間団体が中心となって作成を行いました。将来を見据えた場合、特に伝統的漁法を後世に継承するためには若い世代の方の育成が喫緊の課題であると認識しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

2点目、道路整備についてお答えをいたします。

県の事業であります北中入り口より筑波銀行までの国道354号線の歩道未整備区間につきましては、今年度も引き続き、茨城県へ整備の要望を行っております。これに対し、県からは県民生活に密着に関連する生活道路においては歩道整備を重点的に進めており、今後も早期に整備効果の が図れる箇所を事業を推進してまいりますとの回答をいただいております。

進捗状況といたしましては、北中入り口から筑波銀行までの計画延長760メートルのうち170メ

ートルほどが完了しております。また、今年度の事業計画につきましては、引き続き事業用地の取得に努め、土地所有者の同意が得られれば整備工事を平成26年度完了を目標に整備を推進すると伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

帆引き船について再質問、まず、第1点目について再質問します。

答弁していただいたとおり、帆引き船は市のシンボルであります。5月4日と5日に私は歩崎公園で開催されました帆引き船フェスタを見学できました。好天にも恵まれ、2日で帆引き船を見学するツアー船に600人の人が乗船したと伺いました。宣伝効果があったから多くの来場者があったかと考えております。宣伝が弱ければ見学者が少ないことから、宣伝を強化し、市が誇るこのすばらしい帆引き船を県内外の人々の多くの方々に見ていただいて、そのために帆引き船を含む当市の観光資源をどのような方法で宣伝しているのかご答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

実際、宣伝の方法といたしましては、実際まずは毎年行っております観光帆引き船の操業自体もコマーシャルかと思えます。また、あゆみ祭り等での報道、操業についても当然ながら、それらのPR効果があると思えます。またはホームページ、または県の刊行誌、そういうものを利用いたしまして、帆引き船の宣伝をしているということでございます。

また、帆引き船につきましては、約半世紀過ぎて、今がピーク時の観光帆引き船という感じがいたします。50年間本当に糸1本でつながっているような状況もあったかと思えますけれども、本当に50年継承していただきまして、また現在がピーク時であり、またこれ以上の発展をするためには、さらにはPRが必要と考えています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

3点目の新造船の建設について、まず、市にとって帆引き船は重要な財産であります。そのため老朽している船があれば、新たな造船にすることは当然であり、当市が新造船計画している伺って安心しました。これに関しては答弁の必要はありませんが、さらに帆引き船のすばらしさを全国に発信していただくために帆引き船の造船をよろしくお願ひしたいと思えます。

4点目の答弁であります。帆引き船操業の後継者には確保を進めていると伺いました。帆引き船の操業は、一般人がモーターボートの免許をとれば、すぐに乗れるというようなものではなく、帆引き船は高度な技術、また操船技術を習得し、霞ヶ浦を熟知しなければ危険を伴うものと考えます。そのような中で、具体的にどのように後継者を確保するのか考えをお伺ひします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

観光帆引き船の操業者の問題でございますけれども、広く募集することも一つでありますし、また、もう一つは、かすみがうら市の漁業に携わる方をお願いするというような方法があるかと思えます。ただ、長い漁業の歴史がありまして、現在も漁業に携わる方または養殖業に携わる方、そういう方が後継者としてもいらっしゃいますので、そういう方の中から漁協さんを通じながらお願いすることが妥当かなと判断しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

最後になりますが、答弁の必要はありませんが、ひとつお願いがあります。地方交付税についてお願いしたいと思えます。

霞ヶ浦湖に境界線が引かれ、かすみがうら市の面積に加算され、その面積に応じて地方交付税が交付されています。これまで観光事業には多くの予算が計上され、有効に予算の執行がされてきました。霞ヶ浦、湖の分として地方交付税に加算された金額のうち何割かを特別枠として、かすみがうらの観光事業に充てていただければと思えますので、よろしくお願ひします。

また、観光帆引き船シンポジウムの開催について、市では平成24年2月に帆引き船シンポジウムを開催しました。このとき市長は継続して帆引き船シンポジウムを開催していくと話していました。帆引き船を発明した折本良平氏がお亡くなりになって、明治45年5月4日没です。ことしで101年が経過しました。100年を記念しましてメモリアル事業等の実施を要望いたします。

それと、最後になりますが、帆引き船の日の制定についてご提案でございます。茨城県には「茨城県民の日」があります、11月13日。かすみがうらには「かすみがうらの日」があります、9月1日ですね。霞ヶ浦帆引き船の日を制定してはどうでしょうか。これまでの経過を踏まえ、これからの行動をしていく上で大きな意義があると思えます。帆引き船発祥の地であります、かすみがうらから提案し、制定には土浦市、行方市、県との調整が上がっていくと思えますが、ぜひ制定の方向でよろしくお願ひいたします。

それと、道路行政についてですが、答弁の必要はありませんが、霞ヶ浦大橋の無料化に伴い、常磐道土浦北インターまで直線道路になりまして、大型車、特にトレーラー等がかなり多くの台数がふえているように日に日に思えます。北中学校、南中学校の統合も来年4月ということでございますが、統合委員会のこの前、資料を4日にいただきましたが、バス通学がどの辺まで行くのか、ちょっとまだわかりませんが、父兄の中では歩道がないということは非常に不安だという話がありますので、土木、教育委員会、PTAまたは地域の皆様の協力をいただきまして、歩道整備を一日も早く実現されることを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

7番 加固豊治君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前 11時50分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成25年度第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、空き家条例の制定についてをお伺いをいたします。

少子高齢化や過疎化を背景に、所有者の管理が不十分なまま、長年にわたって放置された空き家などが増加しております。地域住民から建設の老朽化による倒壊の危険性や雑草、害虫などの発生が問題視され、さらに犯罪の温床となるおそれもあります。条例の制定につきましては、空き家などの所有者や管理者の責務を定め、必要に応じて指導、助言、勧告を行うことを規定し、また、勧告に従わないなどの場合には、住所や氏名を公表する内容を検討していただき、現場の声に耳を傾けて充実した条文を作成して、しっかりと推進することで市民の安全・安心のまちづくりが実現すると確信をいたしております。

1番、空き家の実態について、2番、空き家条例の認識と必要性について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、地域のつながりを深める読書条例の制定についてをお伺いをいたします。

読書を通じて地域のつながりを深めることを目的とし、読書のまちを条例で宣言して、市、市民、学校が一体となって読書に親しむことのできる環境づくりに取り組むことを定めることが重要であります。

私の提案といたしましては、毎年、10月を人とまちを育む読書推進月間として、講演会の開催やボランティアの育成などに努める事業を展開することも検討し、一日も早い条例の制定に努力していただきたいと思います。

①読書条例の必要性について、2、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、PM2.5独自観測についてをお伺いをいたします。

直径25マイメークロトル、1マイメークロトルとは1000分の1ミリ以下の小さな微粒子で、大気中濃度に関し、独自に測定器を設置し、注意喚起を促し、市のホームページや防災無線、防災メールで注意を呼びかけ、保育園や幼稚園、小中学校にはファクス送信するなど、市民の安全・

安心対策の一環として必要であると認識をいたしておるところであります。

1、注意喚起を促すために必要であると思うが、取り組みについてお伺いをいたします。

次に、風疹予防接種の助成実施についてお伺いをいたします。

風疹に対する免疫が不十分な妊婦初期、20週程度までの女性が風疹にかかると、おなかの中の赤ちゃんが風疹ウイルスに感染して先天性風疹症候群が起こるおそれがあります。同症候群は、白内障、緑内障、心疾患、難聴のほか、精神や運動機能の発達のおくれなどが子どもに起きる場合が多々あります。一日も早いワクチンの接種が求められております。

その観点から、1、当市の対象者数について、2、妊婦を予定または希望する女性や妊娠している女性の夫などを対象に、ワクチン接種の助成についてをお伺いをいたします。

次に、徒歩中学の安全対策にヘルメットの導入についてをお伺いをいたします。

徒歩でもヘルメットをかぶりながら登下校する児童が県内でもふえております。ヘルメットを着用していて乗用車にはねられながらも一命を取りとめた事例も報告されております。東日本大震災のときには、校内でもヘルメットを着用させるなど、防災用としての機能も果たしております。

その観点から、1、高い有効性、防災にも役立つと思うが、今後の取り組みについて、2、実施する場合、いつごろになるかを伺います。

次に、自治体が防災・復興計画に女性の視点で反映させるための政府指針案についてをお伺いをいたします。

政府は、大規模災害などに備えて自治体が作成する防災・復興計画に女性の視点を反映させるため公表をされました。

東日本大震災発生後、被災地では避難所に女性が授乳や着がえなどをする場所がないといった女性からの強い不満の声が上がりました。粉ミルクや紙おむつなどの乳幼児用品や女性用品など、必要とされる物質については、あらかじめ一定程度備蓄しておくことも促しております。備蓄品の製品名やサイズなども事前に公表し、被災後も補充できるよう自治体が業者などと調整をしておく必要も指摘をされているところであります。

さらに、避難所の運営も3割以上は女性にするよう見聞きしたほか、管理責任者には男女両方を配置することも提唱、女性への暴力を防ぐためにトイレなどの設置場所には照明をつけるなどの配慮も定められております。緊急避難の際には、妊婦や子ども連れでも無理なく行動できるよう、避難経路の策定時には女性が加わるように求められております。

1、政府の指針案に対する内容の認識について、2、現在の取り組み状況について、3、ガイドラインはいつまでにまとめるのかお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、空き家条例の制定については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、地域のつながりを深める読書条例の制定については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、PM2.5独自観測についてのご質問にお答えいたします。

現在茨城県におきましては、県内の大気汚染状況を把握するためにPM2.5の測定局を水戸、鹿嶋、神栖、波崎、土浦、古河の5市6カ所に設置し、1時間ごとの平均値及び1日の平均値をホームページでリアルタイムで公表しているところであります。

PM2.5の注意喚起につきましては、環境省の微小粒子状物質、PM2.5のことではありますが、に関する専門家会の報告についてを踏まえた茨城県微小粒子状物質にかかわる注意喚起実施要綱に基づき、注意喚起を実施することとなっております。

具体的には、PM2.5濃度が判定基準を超えた場合、県が県民に注意喚起を行うこととなるわけであります。市では、県環境対策課よりファクス、メール等により注意喚起の通知があり、これにより学校及び保育所等の担当部署へ連絡するとともに、防災無線放送や市ホームページ等を利用し、市民への注意喚起を行うこととなっております。

独自観測につきましては、県の測定局が隣接する土浦市下高津の土浦保健所に設置してありますことから、この測定局の測定値とかすみがうら市内の濃度はほぼ同程度になると思われまます。今後につきましても、県内の測定結果をもとに注意喚起を行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4点目、風疹予防接種の助成実施についてお答えいたします。

ご案内のとおり、風疹が全国的に流行している中、県内においては5月末現在で県内地区の土浦、つくばみらい市、守谷市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、美浦村を初め、21の市町村がその予防接種費用の助成を開始、あるいは予定しているとのことであります。

当市におきましても、妊娠中の女性が感染すると赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害（先天性風疹症候群ということですが）が起こる可能性がある風疹から妊婦を守るために、積極的な予防接種を勧奨するとともに、予防接種費用の一部助成を実施していきたいと考え、具体的な準備を進めており、関連する補正予算を今定例会に追加提案したいと考えております。

また、当市の対象数につきましては、妊娠している女性の配偶者、妊娠予定、希望の女性を想定した場合、平成24年度の出生者数から想定すると300人程度が見込まれますが、最終的には対象範囲等に増加するものか、その場合は追加等でさらなる補正で対応したいと、こういうふうに考えております。

5点目、徒歩通学の安全対策にヘルメット導入についてということですが、教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、防災計画に女性の視点で反映させるための政府指針案については、副市長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

6点目、中根議員のご質問の平成25年5月31日に策定されました防災計画に女性の視点で反映させるための政府指針についてお答えいたします。

策定がされましたので、大変失礼ではございますが、案を取らせて答弁させていただきます。

まず、1番目、政府の指針に対する内容の認識についてでございますが、男女共同参画の視点からの防災復興の取り組み指針につきましては、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験をもとに、男女共同参画の視点から必要な対策、対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となるべく、国が策定したものでございます。

内容といたしましては、平常時から男女共同参画を推進し、災害への備えとなる防災会議、防災計画、災害直後の対応となる避難誘導、帰宅困難者対応、避難所の運営管理など、さまざまな状況下における主体的な担い手としての女性のかかわりや女性の配慮等が示されております。

次に、2番目、現在の取り組み状況でございますが、当市におきましては平成24年度に改定いたしました地域防災計画におきまして、避難所生活における女性の配慮や避難所運営における女性の参画などを明記してございます。また、計画改定に当たりました市の防災会議につきましても、今回30名のうち6名女性委員を委嘱し、その中で女性の視点からのご意見をいただいております。

次に、3番目、ガイドラインの策定期間でございますが、この国の策定した指針内容に沿いまして、平常時から市の男女共同参画の推進に努めますとともに、男性、女性それぞれの視点から必要な災害用物資の備蓄などの日ごろの備えや災害発生時における速やかな対応ができますよう、市の地域防災計画に基づきまして、男女共同参画推進委員会にお諮りしながら、ガイドラインにつきまして検討してまいりたいと考えております。

また、今年度は市民向けの防災ハンドブックを作成いたしますけれども、その作成に当たっては、指針に基づく視点を踏まえ、市民の皆様のご意見を十分に伺いながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員のご質問の2点目、地域のつながりを深める読書条例の制定についてお答えいたします。

最初に、1番目、読書条例の必要性についてお答えをいたします。

読書は、中根議員おっしゃるとおり、人間性をより豊かにし、教養、価値観、感性などを磨くものと言われておりまして、大変重要な活動であると思っております。

ご質問の読書条例につきましては、さまざまな読書推進活動を通した中で、読書条例に発展したケースなどが先例として見られますが、読書まで条例で位置づけないと推進できないのかというようなご意見もあるようでございます。

本市では、図書館や学校の図書室を利用してボランティアの皆様の協力や学校の指導などを通

して、ブックスタート事業や読み聞かせ会、学校における読書活動などの取り組みによりまして、読書の推進と定着を進めておるところでございます。このような活動の中で、読書条例の制定の要求が高まってくれば、条例の制定ということになろうかと考えております。

なお、ただいま議員ご提案の人とまちを育む読書推進月間ということの制定につきましては、ずっと以前から灯火親しむこの秋に読書週間というのがございます。これは全国的なものでございますが、本市でも図書館主催で秋の読書週間の作品募集などを行っております。昨年も10月27日から11月9日までに読書感想文や標語の募集などを行いました。一般の方からも11点、小中学生156点の応募があるところでございます。

図書館の活動などについては、図書館協議会という組織がございます。その中にいろいろな読書会があったり学校があったりしますが、この図書館協議会の方々にご意見を伺いながら、今後、検討をしてみたいと思っております。

次に、2番目の今後の具体的な取り組みにつきましては、読書条例とは異なりますが、現在茨城県では44全ての市町村において市町村子ども読書活動推進計画の策定を進めております。この計画は、家庭や地域、学校での役割や読書活動の目標などを計画するもので、小中学校におけるモデル事業などへの取り組みにも必要なものでありますので、この市町村計画の策定を検討しているところでございます。

読書活動につきましては、家庭・地域・学校と連携し、読書の推進に取り組み、市民の方々が自主的に行う読書活動につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

中根議員の1点目、空き家条例の制定についてお答えいたします。

まず1番目、空き家の実態についてでございますが、近年住宅地や農村部においても適正に管理されずに放置され、老朽化、荒廃化した空き家等が見受けられますが、詳細につきましては、現時点では把握していないということでございます。

次に、2番目、空き家条例の認識と必要性についてでございますが、空き家条例につきましては、近隣では、つくば市、笠間市等で制定をされており、公表、あるいは代執行についても規定をされているところもあります。条例についても認識をしているところでございます。

また、現在の空き家に対する市の対応としましては、苦情等が寄せられた際、所有者に対し、文書により対応をお願いしておりますが、強制力が伴わないということなどから、なかなか問題解決に至らないのが実情となっております。このようなことから条例の必要性は認識しているところでございます。

次に、3番目の今後の具体的な取り組みにつきましては、まずは、実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますが、外見のみの調査ではなかなか判断が困難でありますので、その手法等を検討していくとともに、条例内容等についても近隣自治体を参考にしながら、あわせて検討し

てまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

中根議員さんの5点目、徒歩通学時の安全対策としてのヘルメット導入についてお答えいたします。

通学の交通安全対策につきましては、児童生徒への安全教育の強化、保護者による立哨、ボランティアによる立ち番など、学校と家庭、地域が一定となった取り組みをいただいているところでございます。

ご質問の通学時のヘルメット着用につきましては、県内でも一部の小学校で導入されている状況が見られます。ヘルメットの有効性は認められると思いますが、一部の小学校から拡大していかない事情としましては、小学校1年生などの体力が弱い児童への配慮、暑さ対策、費用負担などの課題もあると思われまます。

本年度は統合対象校に学校統合委員会を設置して、さまざまな協議をいただく機会がありますので、その中でもご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、その導入時期についてというご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、統合委員会の意見、保護者の意見や機運、制度のあり方なども含め検討した結果を踏まえての判断になると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、空き家条例の制定でありますけれども、ことしになりまして市民より何度か連絡がありまして、空き家の現地調査を私は実施いたしました。やはり予想よりもひどい状況で、草は繁茂し、そして壁は落ち、隣のうちにその壁が落ちるとい、非常に危険な状況下にありました。また、以前にも大塚団地において空き家に放火され、火災が発生し、大惨事になった経過もございます。私は、6年前から担当課には空き家条例の必要性を訴え、また、作成するにはお願いしてまいりましたがけれども、その当時は、まだ茨城県内でもほとんど空き家条例が制定されていなかった状況下にもありましたし、なかなか機運が熟していないということもありました。

しかしながら、今この大震災の後に空き家もまた放置された形跡もありますし、また、大変な状況、また、どこに住んでいるかわかんないという状況がありまして、対応に苦慮しているという点は私も十分理解はしております。そういう観点から、私はこの空き家条例をきちっと作成して、やはり管理者にもきちっとした形での責任の自覚を促していく。そして、空き家条例のもとにきちっとした形で市民の安心・安全の環境を整えていく。これが私はこの市の責務であるんじゃないかなと、私はそう思いますので、市長がこれ、やはりこの空き家条例については前向きに考えておりますし、そういう面でこれは条例は制定せざるを得ないんだろうという、そういう認

識でもおりますので、市長の考え、そしてまた、いつごろまでにこれは作成していくのか、また、市町村によって若干条文が違う市町村もございますので、また、ある市によりますと、いろいろ問題があって若干条文を削除したという例もありましたけれども、やはりこの近隣のいろいろな条文等も参考にしながら、かすみがうら市に合った、そういう条文の作成、条例の作成をこれは早急に指示するとともに、作成をしていただきたいと、そのように思いますが、市長の考え、決意を再度確認をしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

空き家条例は、きょうも新聞で常陸大宮市が空き地・空き家条例を制定するというので、先ほど午前中、小松崎議員から空き地の対策等についてもお話しがございました。両方とも関連するものでありますし、また、そもそも空き家にしないという努力も大事であろうと思えますし、以前に田谷議員からのご質問に基づきまして空き家バンクの不動産協会と提携をしたというような経過もございます。

議員ご指摘のように、私も同感でありまして、空き地・空き家条例の制定に向け、早速事務方に指示をしたいと思えます。これを有効に活用、生かしていくためには、やはり代執行も含めた条例にする必要があるのではないかと考えておりますので、また、条例案ができた段階では議会にお諮りすることになりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

大変にありがとうございました。前向きな答弁、本当にありがとうございました。

次に、この地域のつながりを深める読書条例の制定に、これも条例関係でありますけれども、これ私、なぜこういう今回このような条例を提案しましたかという経過なんです、やはり北海道の恵庭市というところに私の知り合いがございまして、この北海道の恵庭市では、読書条例の制定をつい最近ですけれども、最近というか、もう半年ぐらいになるかと思うんですが、スタートをさせました。その中身を私は確認させていただいた、また結果も確認させていただいたわけですけれども、やはりその効果として、まだ半年足らずでありますけれども、やはり地域のつながりが深まったとか、きずなが深まったとか、また、家族との話題も深まり、まちの活性化につながっているとか、また、学校のいじめも大分減ったという、そういうふうなことも伺っておりますので、やはり教育長も先ほどの答弁では4市町村の推進計画という話もありましたけれども、中身は関連している内容になってくるかと思えますけれども、大事なことは、やはり市と、それから、市民、学校が一体となったやはり環境づくり、私これは大事だと思うんです。環境づくり、これについてはどう教育長考えられますか、思っているの。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これは小さいころからの習慣化が大事だと思いますので、ブックスタート事業なども行ってお

りますし、小中学校においては朝の読書活動を毎日行って習慣化しております。朝は本当に静かな状況で読書活動が行われております。一般の方になりますと、読書会というのが幾つかございまして、その方々がサークル活動として読書を広めております。そういう方をまとめているところが図書館協議会というところでございますが、その図書館協議会が中心になって裾野の広がりが図ればよいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

大変にありがとうございました。ともかく読書条例を制定するまでに、ある程度段階的になるかと思えますけれども、そういうことも認識しながら、視野に入れながら、再度検討をお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、PM2.5の独自観測についてでありますけれども、ここの周辺では牛久市が最も早く独自に測定器を購入、設置をいたしました。これ2台を牛久市では設置したわけですがけれども、非常にこの機械が高いんですね。1台600万円しますから、設置費用から全部含めて、2台で1200万経費がかかっているということで確認をいたしましたけれども、しかしながら、非常に市民からは安心・安全だという、そういう声があって、大反響だという話も直接担当課の部長から伺いましたけれども、やはり今、市長が答弁したように、この近くでは土浦市に設置してあるということでもありますので、若干の誤差はあるかと思えますけれども、当分の間はそういう形でやらざるを得ないのかなという感じはしますけれども、でき得れば予算もかさむことでもありますので、そういうことも視野に入れながら、このまず土浦の情報発信を市民にしていくという、そういうことからスタートして、徐々に移行していただきたいと思えますので、これも要望としてお願いをいたしておきます。

次に、風疹予防接種の助成について、これはいち早く私ももう、私がまだ声を上げたときにはまだ8市町村、茨城44市町村の中で8市町村ぐらいで、まだまだスタートの時点でありましたけれども、先ほど市長からあったように22市町村ですか、そういう形でもって、かなりこの広がりを見せているわけですがけれども、そういう中で再質問の中では、さっき私が再質問で聞こうと思ったんですが、対象者数は一応300名と想定いたしまして、上限がたしか5000円、これは混合、麻疹も含めての混合で約1万2000円ぐらいかかると思うんですね。風疹だけで6000円弱がかかると思えますので、やはり混合でやった場合に1万2000円ですから、約半分弱ぐらいの助成になるのかなと思えますけれども、これ上限5000円としての設定なのかどうか、再度確認しておきます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいまの補助金につきましては、現在検討しておりますが、2分の1、上限5000円というようなことで検討しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、次に、この助成期間はいつからいつまでにするのか、それと、周知徹底、再度、千代田広報も含めての周知徹底、また市のホームページも含めての周知徹底についてはどのようにしていくのか、再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

まず、助成対象期間でございますが、現在考えておるところは4月1日から来年の3月31日までということで、25年度を考えてございます。

また、周知方法ですが、市の広報紙、あるいは市のホームページ、こういったものを利用して広報していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、4月1日に既に、もうワクチンを接種している方がたくさんございますけれども、その方に対しての4月1日にさかのぼって助成していくということでもありますので、既にもう支払っている方についてはどのような方法で助成していくのか、再度確認します。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

今、考えておりますのは、4月1日にもう実施をされているという場合には、その後も同じなんですが、領収書等を添付していただきまして、申請をいただいて助成する、口座等に振り込んで助成をするというふうなことで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それじゃ、関連で再質問させていただきますけれども、今マスコミ報道でも問題視されております子宮頸がんの副作用または後遺症について報道が多々されておりますけれども、かすみがうら市において、そういう副作用または後遺症に対する問い合わせ等があったのか、その辺、再度確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

子宮頸がんの副反応ですか、これにつきましては現在報告は受けておりません。もしあった場合、接種された方が医療機関のほうにそういった症状を訴えて、それが副反応であれば厚生労働省のほうに医療機関が報告いたしまして、それを今度は県・市町村というような順番で報告がご

ざいます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、この徒歩通学の安全対策にヘルメットを導入についてですけれども、先ほどの一部でしか導入していないという発言されましたけれども、一部、全く認識されていないですね。一部じゃないですよ。じゃ、これから申し上げますけれども、これまで一部、まだこの後ありますけれども、一部だけ、とりあえず私のほうからヘルメット導入をしている自治体を再度、全部はちょっと時間の都合で、かなりありますから、代表などところだけ話させていただきますけれども、最近では常陸大宮市でも夏休み前までに市内全11小学校の1から6年生までにヘルメットを支給すると、また、このほか少なくとも水戸市の1校、行方市1校、鉾田市5校、下妻市2校、その他まだありますけれども、そういう中で、この茨城県の教育委員会としては学校保健・学校安全管理の手引きを改定いたしまして、ヘルメット着用の有効性を盛り込んでおるといんですが、この辺は理解していますか、認識していますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

先ほど答弁の中で一部の小学校というご説明いたしましたが、私のほうもどのくらいの市町村の小学校で導入されているか調査をいたしました。その結果、全てではなくて、549校のうち48校で導入していることがありますので、一部という表現をさせていただきました。

また、その県の認識につきましては、認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

じゃ、再度質問させていただきますけれども、やはりこのヘルメットの着用については、防災にも関連してくるわけでありますよね。だから、先ほど教育長が話したように、私は何人かの声も聞いているんですよ、現場の声を、ただ、自分だけの考えでこれは発現しているんじゃないんですよ、PTA関係、いろいろな保護者の関係、子どもさんにも声をかけました。具体的に言えば上佐谷小学校の子どもさん15名の方に声かけました。学校の下校時に、私は待ち伏せしては変な言い方ですけども、実際にヘルメット着用についてどう考えているのか、つけるのに対して抵抗があるのかどうか話を聞きました。ところが、別に全く抵抗がなくて、問題は色なんですね。赤にするのか黄色にするのか、だから、できれば黄色が私はいんじゃないかなという話をしたわけですけども、やはり私は現場の声もただ聞きながら、そういう私は発言しているんであって、ただ、自分の思いつきだけで発現しているんじゃないんですね。

一つの例を挙げますと、那珂市の教育委員会によりますと、交通事故をきっかけに旧瓜連町なんですけれども、ここでヘルメットをかぶった小2が乗用車にはねられるという事故があったわ

けですね。そのときに、ヘルメットを着用して、ヘルメットは粉々に割れました。そのことによって一命を取りとめたということもあるわけですよ。それは全体の生徒数から見れば、本当の1人、2人の命かもわかりません。しかしながら、そういう事実があったんで、瓜連町では全小学校にこのヘルメットを導入した。また、半分の助成、約2000円ぐらいかかります、私、調査しましたらヘルメットが、そして、今のはすごくすばらしいのがあるんですね、軽くて通気性がよくて、色もいろいろ多種多様でありますけれども、いろいろな種類がございます。だから、全く重みを感じたり、夏だからって蒸れるとか、そういうんじゃないかと、私はそういうものを購入していけば、要するに にも防災にも適用でき、そして交通事故も対応するし、冬場の転倒防止にもなるし、そういう中でいろいろな面で私は役立つんじゃないかと、このように思っているわけです。

だから、そういう中で、私はこのヘルメットの導入についても慎重に、そして、子どもさんの声、PTAの声、保護者の声も含めた中で、いろいろな声を聞き取って、そして子ども1人の命を守っていくんだという、教育長、市長のその情熱、金額も云々じゃないんですね、そういう情熱と思いやり、それが私は大事かなと思うんですね。そこら辺についても、どうかいろいろな状況もあるかと思えますけれども、現場の声をまず聞いてください。そして、そうしてもらいたいという声が多数であれば、ぜひともこれは導入をお願いしたい。予算が大変であれば、半分助成でいいんですよ、1000円だって。誠意が通じればいいんです、私は。そういうことで、ぜひともこれは教育長の情熱と責任で声を聞いて報告ください。よろしくお願いします。

それから、最後になりますけれども、先ほど副市長からいろいろと答弁いただきましたけれども、非常に女性を中心とした防災会議にも当初数名の方だったのが、私は6名から8名は最低女性の声を取り入れた防災会議が必要だということを再三に申し上げてきました。そういう中で、今回も6名の女性委員さんが任命になって、女性の声を反映しているという話を聞いて、私も非常に安心をいたしましたし、また、国が今回定める大きな骨子の中で全ての避難所に専用空間、運営者の3割を女性にしていくとか、また粉ミルクなど、備蓄品の確保、地方防災会議に女性登用、要援護者への支援の充実、女性が主体的な担い手に、女性の防災訓練を参加、促進という、大きなこの国が打ち出した、大きな骨子の中にもこれはうたわれている内容でありますけれども、これからは連絡防災会議も含めた中で、これをいろいろ加味していただいた中で詳細にわたって計画を立てていただきたいと思いますと思うんです。

先ほど副市長のほうから防災ハンドブック、私もこれは早く作成しなくてはだめだというふうに厳しくも担当課には申しあげましたけれども、やっと防災ハンドブックができるということで私は安心していますけれども、これはどういう内容で、何ページぐらいでできているのか、また、全戸配布するのか、その辺具体的にお願いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ハンドブックについてお答えいたします。

ページ数であるとか、その中見についてはまだこれから動き出すところですので、具体的には決まっておりますが、各戸に配布をしていこうということで準備をしているところでござい

す。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この防災ハンドブックについては中身もかなり検証してつくっているかと思うんですが、そういう中で緊急時に即役立つ防災ハンドブックでなければいけないと思う。ただ、数字並べただけのハンドブックじゃなくて、本当に現場で適応できる、そういう防災ハンドブックでなければ、私は、ただ、形式だけのハンドブックなら私は必要ないと思いますから、その点も含めて再度検証していただいて、全世帯に配布していただきたい。そして、市としての安全の取り組みも含めて、やはりこれから防災・減災対策に私たちも含めて、執行部も含めて一丸となって市民の安心・安全を守っていく、そういう決意で臨んでいきたいと思いますので、ともどもに頑張っていきましょう。よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす6月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午後 2時16分